

## 立川市外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、立川市内の介護事業所を運営する法人に対し、外国人介護人材の雇用等が円滑に行われることを目的に、外国人介護人材受入に要する経費の一部を助成することについて、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 受入事業所 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の32に規定する介護サービス事業者のうち、次の表の左欄掲げるサービスの種別の区分に応じ、同表の右欄に掲げるサービスの内容を提供している事業所又は法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院であって、市内に所在し、外国人介護人材を介護従事者として新たに雇用し、又は雇用しようとする事業所をいう。

サービスの種別	サービスの内容
指定居宅サービス	法第8条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護又は同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護
指定介護予防サービス	法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護又は同条第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型サービス	法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小

	規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護若しくは同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第64条第1号ハに定める看護小規模多機能型居宅介護
指定地域密着型介護予防サービス	法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護又は同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護

(2) 介護従事者 受入事業所において介護サービス事業に従事し、サービス利用者に対する介護を行う者をいう。

(3) 外国人介護人材 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表に掲げる在留資格のうち、特定技能（介護分野に係るものに限る。）を有する者（以下「特定技能外国人」という。）であって、受入事業所において就労し、又は就労しようとする者をいう。

(4) 受入れ調整機関 登録支援機関（入管法第19条の23第1項の規定により出入国在留管理庁長官の登録を受けた機関をいう。）、職業紹介事業者等の外国人介護人材の受入れ調整に係る機関等をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内の受入事業所を運営する法人のうち、外国人介護従事者活躍支援事業実施要綱（令和6年3月29日付5福祉高介第1167号）の規定により公益財団法人東京都福祉保健財団から外国人介護従事者受入れに係る受入れ調整機関活用経費補助金（以下「都補助金」という。）の交付の決定を受けている法人とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業者が特定技能外国人を雇用するに当たり、受入れ調整機関を利用した場合に支払う当該受入れ調整機関への委託料（人材紹介に係る部分に限る。）とする。ただし、補助金の申請を行おうとする年度内に被紹介者（受入れ調整機関により紹介を受けた外国人介護人材をいう。以下同じ。）の雇

用が開始し、又は雇用の内定があったことに対し、支出を完了した経費に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、補助対象経費から都補助金の額を控除した額のうち、50,000円を超えて補助対象事業者が負担した部分を対象とするものとし、被紹介者1人当たり100,000円を限度とする。ただし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の代表者（以下「申請者」という。）は、外国人介護人材受入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）を行うものとする。

- (1) 都補助金に係る交付決定通知書の写し
- (2) 受入れ調整機関からの紹介内容が分かる書類（委託契約書、パンフレット等）の写し
- (3) 被紹介者との関係が分かる書類（雇用契約書、内定通知書等）の写し
- (4) 在留資格を確認することのできる書類の写し
- (5) 特定技能外国人支援計画書（入管法第2条の5第6項に規定する一号特定技能外国人支援計画に係る計画書をいう。）の写し
- (6) 領収書の写しその他の補助対象経費を負担したことが確認できる資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 交付申請があったときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは外国人介護人材受入支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは外国人介護人材受入支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、条件を付することができる。

(補助金の請求及び支払)

第8条 交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、外国人介護人材受入支援事業補助金交付請求書（第4号様式）により補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の規定による請求があつたときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第9条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容若しくは当該交付決定に付した条件又は関係法令に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 交付決定者は、交付決定の全部又は一部が取り消された場合において、既に補助金が支払われているときは、指定された期限までにその全部又は一部を返還するものとする。

（委任）

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。